○白子町国民体育館及び武道場の廃止に伴う代替施設使用料補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、白子町国民体育館及び武道場の廃止に伴い、白子町民がスポーツ活動を継続するため、同施設に代えて有料の公共体育施設を使用した場合に、予算の範囲内において白子町補助金等交付規則（昭和４７年白子町規則第１号）及びこの要綱に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、町内に住所を有する者、又は町スポーツ協会に属する団体とする。

（補助金の交付額等）

第３条　補助金は、白子町国民体育館及び武道場の廃止に伴い、同施設に代えて民間施設を除く有料の公共体育施設を使用した場合に交付するものとする。

２　補助金の交付額は、使用料の2分の１以内とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、白子町国民体育館及び武道場の廃止に伴う代替施設使用料補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　領収書又は使用料を証する書類

（２）　利用者名簿

２　補助金の交付申請時期は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 交付申請時期 | 代替施設使用月 |
| 第１期 | ６月 | ４～　６月 |
| 第２期 | ９月 | ７～　９月 |
| 第３期 | １２月 | １０～１２月 |
| 第４期 | ３月 | １～　３月 |

（補助金の交付決定）

第５条　町長は、前条の規定による交付申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付額を決定するとともに、白子町国民体育館及び武道場の廃止に伴う代替施設使用料補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第２号）により申請をした者に通知するものとする。交付しないことと決定したときも、その旨通知するものとする。

（調査等）

第６条　町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第７条　町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適当と認めるとき。

（請求書）

第８条　補助金の交付の請求を行う者は、白子町国民体育館及び武道場の廃止に伴う代替施設使用料補助金交付請求書（別記様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第９条　町長は、第７条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年　１月　１日から施行する。